調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書

連 結 法人名 法人名 (

個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	1	円
中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(四)「 16 」)×	2	
特 別 試 験 研 究 費 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六のニ(五)「5」と「10」のうち少ない金額× <u>別表六のニ(五)付表「12」</u> 別表六のニ(五)付表「3」 +((別表六のニ(五)「10」) - (別表六のニ(五)「5」と「10」のうち少ない金額)× <u>別表六のニ(五)付表「1」</u> 「12」 別表六のニ(五)(付表[2] - [3]	3	
試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 $(Ŋ表六の二(六) \lceil 10]) \times \frac{Ŋ表六の二(六) 付表 \lceil 3]}{Ŋ表六の二(六) 付表 \lceil 4]}$ 又は $((Ŋ表六の二(六) \lceil 18]) \times \frac{Ŋ表六の二(六) 付表 \lceil 9]}{Ŋ表六の二(六) 付表 \lceil 9]}$	4	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(八)「8」+「16」)	5	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(九)「8」+「17」+「25」)	6	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十)「9」+「17」)	7	
沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十一)「7」)	8	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十四)「9」)	9	
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十五)「9」)	10	
特 定 地 域 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十六)「12」)× <u>別表六の二(十六)付表一「12」</u> 別表六の二(十六)「6」	11	
地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 に 係 る 個 別 帰 属 額 (別表六の二(十六)「30」)× (別表六の二(十六)付表ー「17」	12	
地方事業所特別基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十六)「36」)×別表六の二(十六)付表一「36」 別表六の二(十六)付表三「11」	13	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十八)「8」+「16」)	14	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(十九)「9」+「17」)	15	
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の $-(-+)$ 「20」)× $\left($	16	
生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(二十一)「13」)	17	
復興産業集積区域等において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(二十二)「14」+「22」)	18	
復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 (別表六の二(二十三)「17」)× <u>別表六の二(二十三)「3」</u> 又は (別表六の二(二十三)「17」)× <u>別表六の二(二十三)「7」</u>	19	
連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額(別表六の二(十七)「5」)+(1)-(5)-(6)-(7)-(8)-(14)-(15)-(18)-(19)	20	
連 結 親 法 人 が 中 小 連 結 親 法 人 の 場 合 の 調 整 前 個 別 帰 属 法 人 税 額 (別表六の二(十七) $\lceil 5 \rfloor$) + (1) - (2) - (3) - (4) - (5) - (6) - (7) - (8) - (9) - (10) - (11) - (12) - (13) - (14) - (15) - (16) - (17) - (18) - (19)	21	

別表六の二 (十七) 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3第 1項《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄 附をした場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を 受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに 作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の 中に記載してください。

2 「個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額 1」は、 各連結法人の法第81条の18第1項(連結法人税の個別 帰属額の計算)に規定する個別所得金額に令第155条 の25第1号(連結留保金額の計算上控除する道府県民 税及び市町村民税の額》の法人税の税率を乗じて計算 した金額を記載します。

3 「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 20」 (別表六の二(十七)「5」)+(1)-(5)-(6)-(7)-(8)-(14)-(15)-(18)-(19)

及び

「連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)「5」)+(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)-(8)-(9) 21 -(0)-(11)-(12)-(13)-(14)-(15)-(16)-(17)-(18)-(19)

の各欄の記載に当たっては、別表六の二(十七)「5」の欄 に外書きした金額を「別表六の二(十七)「5」」に含めて 計算します。